

滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止  
区域等を表示する標識の寸法を定める条例(案)について

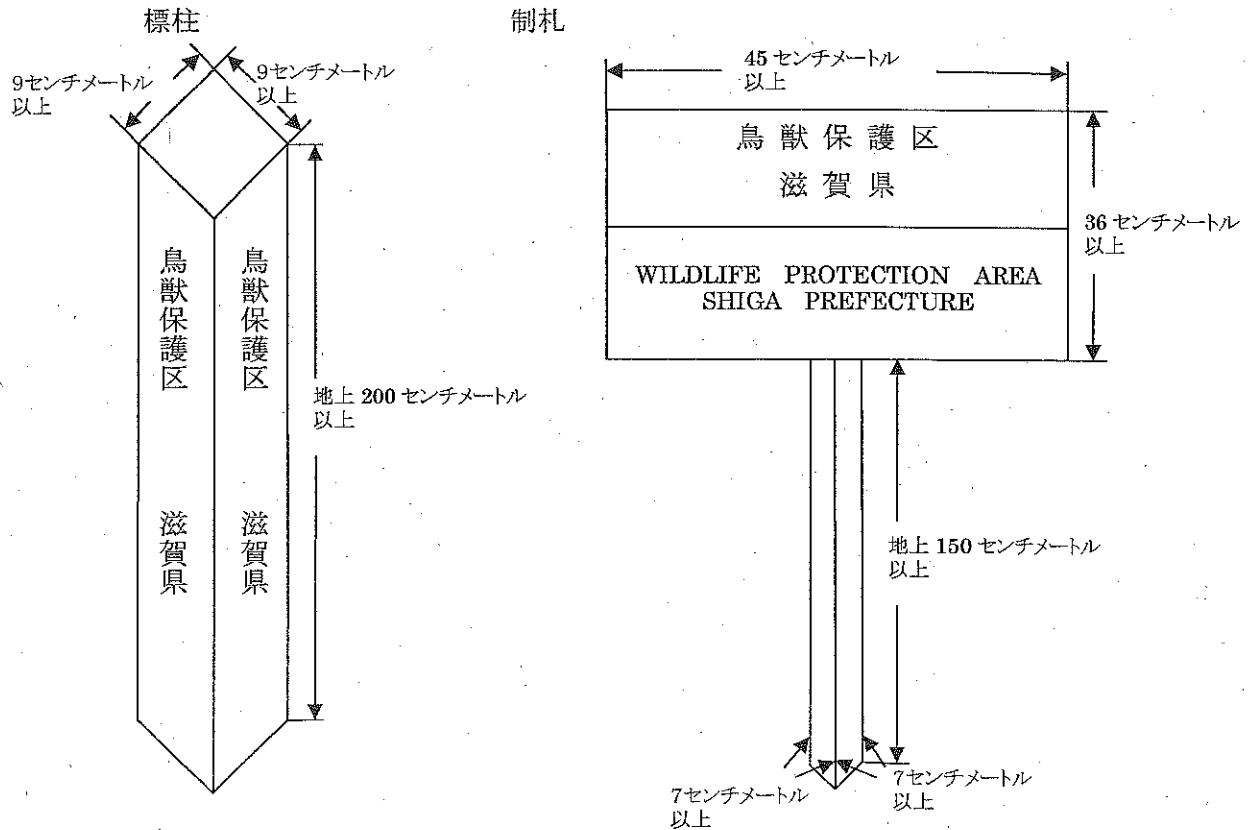
概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)が一部改正されたことに伴い、従来は環境省令で規定されていた知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を当該環境省令で定める基準を参酌して条例で定めるため、新たに制定します。

県内の指定区域

1. 指定猟法禁止区域(1箇所)
2. 鳥獣保護区(47箇所、うち特別保護地区14箇所、特別保護指定区域はなし)
3. 休猟区(なし)
4. 特定猟具使用禁止区域(122箇所)
5. 特別猟具使用制限区域(なし)

標識例(鳥獣保護区)



滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例案要綱

## 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が一部改正されたことに伴い、従来は環境省令で規定されていた知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を当該環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、新たに制定しようとするものです。

## 2 概要

- (1) この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 鳥獣保護区を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) 特別保護地区を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 4 条関係）
- (5) 休猟区を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 5 条関係）
- (6) 特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 6 条関係）
- (7) 特定猟具使用制限区域を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 7 条関係）
- (8) 特別保護指定区域および指定期間を表示する標識の寸法を定めることとします。（第 8 条関係）
- (9) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。